

公益財団法人つなぐいのち基金

平成 26 年 3 月期 評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 「定款の変更 第 2 条 主たる事務所の所在地の変更

第 33 条及び第 34 条における理事会の電磁的開催に関する記載追加」の件

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鵜居 由記衣

3. 評議員会があったものとみなされた日 平成 26 年 3 月 27 日

4. 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 清水 祐孝

評議員総数 3 名

5. 会議の概要

平成 26 年 3 月 26 日理事会にて決議された、当財団の主たる事務所の移転、定款の変更および登記変更を行う。

【移転先住所】

現住所：東京都千代田区一番町 1 4 番地 より

新住所：東京都中央区日本橋本石町四丁目 4 番 2 0 号 に移転

【移転予定日】

株式会社鎌倉新書 移転予定 4 月 28 日（予定） 当財団移転 5 月 24 日（予定）

【記載追加をする条項】

第 33 条 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

第 34 条 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印（議事録が電磁的記録を持って作成されている場合は、これに替わる措置）する。

平成 26 年 3 月 26 日、代表理事 鵜居 由記衣が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について提案を發し、当該提案につき平成 26 年 3 月 27 日までに評議員の全員から電磁的方法により同意の意思を得たので、定款第 19 条に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議あったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 26 年 3 月 27 日

専務理事 清水 祐孝